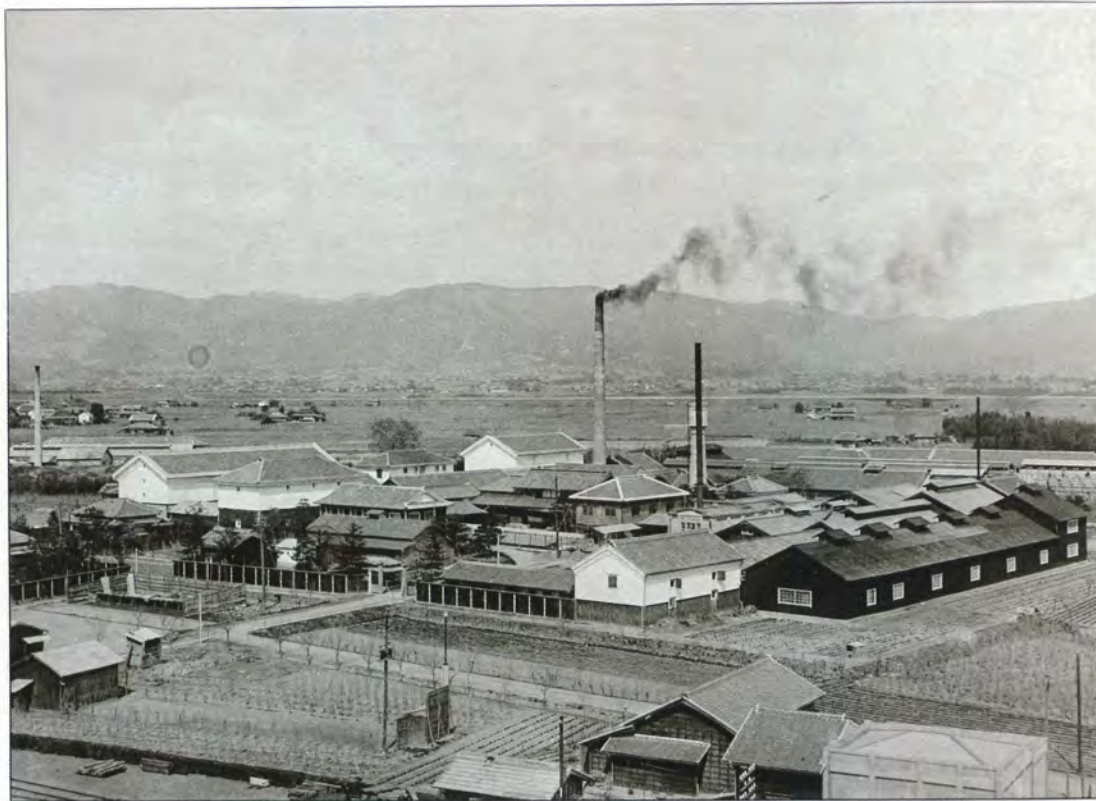


文書館だより

第35号

徳島県立文書館



6

(氏郎太直井筒 主替經) 所 絲 製 井 筒

鴨島町役場発行 昭和6年4月1日 『阿北の名邑 蚕都鴨島』より
筒井製糸所全景(鴨島町)
製糸場の高い煙突は、蚕都といわれた鴨島のシンボルであった。

目次

三年目を迎えた陸前高田市被災公文書修復作業	2	公開史料の紹介 森英雄家文書	7
公文書管理・保存講座の開催	3	「塵劫記」と「算術法立之控」について	8
「徳島の古文書を読む会」の臨地見学会と合同学習会	4	文書館の利用案内	8
古文書の世界 この古文書が「ここに、このように在る」ということ	6		

文書館の逸品展

「資料に見る徳島の食」

4月29日(火)～8月3日(日)
人が生きていく上で欠かすことの出来ない食。徳島の食にまつわるさまざまな資料を紹介します。

第49回企画展

「木田英之が撮った徳島のくらし」

8月5日(火)～10月26日(日)
県内在住の写真家木田英之氏が撮影した写真資料を通して、人々の日々の生活を紹介します。

第50回企画展

「徳島の養蚕と製糸」

10月28日(火)～1月25日(日)
大正から昭和前期にかけて徳島県の経済を支えた蚕糸業。その歴史の一端を残された資料から紹介します。

文書館の逸品展

「端山に見る山間庄屋の展開」

1月27日(火)～4月19日(日)
剣山の北麓にある美馬郡端山。江戸時代初期からそれぞれ東西端山の庄屋を務めた武田家・谷家に残された古文書を通して、地域の歴史を紹介します。

国立公文書館所蔵資料展

3月7日(土)～3月19日(木)

会場・徳島県立博物館企画展示室
平成27年の春。国立公文書館が徳島にやってきました。同館が持つ貴重な歴史資料を通して、日本の歴史の歩みを体感してください。

(国立公文書館・徳島県立博物館との共催)

三年目を迎えた 陸前高田市被災公文書修復作業

結城 孝典

東日本大震災から三年が経過し、国を挙げて被災地の生活復興に向けて作業が懸命に進められています。が、並行して、震災の記録を残すことで将来に活かす取り組みも進められています。ご存じの方も多いと思いますが、総務省、国立国会図書館

が中心となり平成二十五年三月から、東日本大震災に関する公文書や各種記録資料のデジタルデータを収集・保存し、誰もが利用できるポータルサイト「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ」を公開しています。これは、震災の記録・教訓を国

内外へ発信し、次世代へ継承していくとともに、被災地の復旧・復興事業や今後の防災・減災に役立てるためのものです。これからも検索できる情報のさらなる充実をめざしています。

さて、私は当館が所属する全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（以後「全史料協」）の公文書等救済活動に平成二十五年の八月と十一月の二回、岩手県陸前高田市の被災公文書の修復活動に参加しました。陸前高田市での修復作業は、平成二十六年年度まで継続されるようです。平成



保存処理の終わった「奇跡の一本松」

二十三年八月に救済・復旧作業が始まり、全史料協、国立公文書館、神奈川県立公文書館、法政大学などがこれまで支援活動に関わってきました。現地で作業する方々はもちろん初めての作業であり、指導を受けながら修復技術を身につけてきました。三年目に入った現在は、他機関の技術に学びながらも、被災資料をできるだけ元の状態に近づけ、保管に適するように仕上げるため自分たちで工夫しながら取り組んでいます。

作業しているメンバーの方との会話の中から印象に残ったものを少し紹介します。津波で家を流された四十代の男性が、今の仕事のこと、来年はどうするのかについて話してくれました。家族と話しあう中で、自分は最初から公文書修復の作業に関わっているの、最後までやり遂げたいという気持ちを強く伝え、来年も修復の仕事を続けることを納得してもらったそうです。自分も復興に向けて何か役に立ちたかったし、自分たちの仕事をとおして復興の一助になれたらと考えるようになったそうです。今は作業にあたる全員が、自分たちの仕事は未来に財産を残しているんだという誇りを持ってやっているの、逆に途中では引き下がれない気持ちになっているとのことでした。これから先の生活を考えた時、迷いや不安もあるはずなのに、

目の前の仕事にそれだけ強い熱意や決意を持って臨んでいることに頭が下がる思いでした。自分が同じ立場ならどうするのか、また、被災地を訪れた自分はそうした強い気持ちで徳島での仕事と向きあっているか、考えさせられました。

手伝いに行くたびに思うことです。私が学ぶことの方が多く、皆さんから生きる元気をもらっています。この活動を通じて多くの方と知り合いましたが、この出会い、つながりをおろそかにしてはいけなと思っています。

我々が扱う公文書や各種記録資料は、我々を取り巻く社会を作り上げてきた先人の営みの証しであり、課題を解決していく際の貴重な参考資料です。また、人々に勇気や安らぎ、感動、さらに困難に耐える元気を与えてくれるなど、心の支えとなる大切な財産でもあります。そうした資料を収集・保存し、未来に引き継いでいく仕事を我々も陸前高田市の皆さんのように責任と誇りを持ち取り組んでいきたいと思えます。

なお、当館では各種記録資料の保存に関する問い合わせにも応じていますので、何かわからないことがございましたら遠慮なくご連絡ください。これからも皆さまのご理解、ご協力をどうかよろしく願っています。

(館長)

公文書管理・保存講座の開催

公文書の収集や保存に関する仕事をしていると「こんなものを保存するのですか」という声を聞くことがある。多くの行政職員にとって日々大量に作成している公文書は、ありふれたものである。そうした公文書がきちんと管理され、検索をすることが可能であれば、実際にさまざまな場面で資料として活用できるものであることを知っていただくことが、公文書の保存を見直してもらうには近道だろう。

平成二十五年度の公文書管理・保存講座は、尼崎市立地域研究史料館の館長であり、専門職員として長年尼崎市の様々な史料の管理にあたられてきた辻川敦氏をお招きし、「地方公文書館における公文書―尼崎市の保存・活用事例から―」の題でご講演いただいた。

まず、最初に取り上げられたのは、尼崎市立地域研究史料館のレファレンス業務改善に伴う公文書資料の利用増加であった。平成二十二年度の尼崎市役所の全庁的改革・改善運動の中で史料館としてレファレンス業務の改善を位置づけ、レファレンスチームを置いて取り組みを

行った。その内容は、「尼崎地域研究史料館は市民・役場職員を含め皆さんが尼崎について「調べたい」と思ったことについて、必要な資料を揃えて調査のお手伝いをする。」ことを明確にし、レファレンス記録をデータベース化しグループウェアで職員誰もが検索できるようにして、過去のレファレンス記録を確実に参考にしながら、新規レファレンスに対応し、新しい記録を増やしていくという体制を作り上げた。レファレンス業務は、資料を多くの人に利用してもらうための業務の根幹である。レファレンスの利用は平成六年以来の統計で徐々に増加し、平成二十四年度の利用者は一、八三三名となっている。

また尼崎市立地域研究史料館では、まず①史料の調査・収集、②史料の整理・目録化、③史料の保存・公開の三つを事業本来の役割に根ざす中心業務と位置づけている。さらに④編集業務（市史その他尼崎の歴史に関わる冊子等）⑤講座・ボランテニア、⑥WEBサイト・情報発信、⑦事業の管理運営の四つを派生的な業務と位置づけている。レファ

レンスは③の史料の閲覧公開業務の一環として中心業務と位置づけながら、国立国会図書館のレファレンス共同データベースに参加するなど力を入れてきた。

公文書と、古い絵図や地図・航空写真を組み合わせると街の成り立ちは一目瞭然となる。それらは、今後の都市計画を作る上で、また街の歴史を再発見する上でも重要な情報となる。また、尼崎には公害の街というイメージが今もあるが、公害の進展と市役所の対処の歴史は公文書でしか語ることが出来ないものもあり、公害裁判史の決定版とも言える『尼崎大気汚染公害事件史』の中で



講師の辻川敦氏



公文書管理保存講座の様子

も、史料として市役所の環境や衛生部局の公文書が利用されている。現在は、WEBサイトを中心に、ブログ・フェイスブックなどによる情報発信に力を入れているそうだ。レファレンスや情報発信を中心に市民が積極的に利用できる「文書館施設」を持つ尼崎市が自治体として羨ましく感じたのは私だけではなかったろう。合わせて、公文書を歴史資料として利用できる館職員の必要を強く感じた講演であった。

「徳島の古文書を読む会」の

臨地見学会と合同学習会

「徳島の古文書を読む会」は文書館古文書講座の卒業生が、十名程度の班に分かれて郷土徳島に関する古文書を読み合うというサークル活動です。現在は七つの班に分かれて文書館の講座室などを中心に活動を行っています。普段は月に一度ほど行われています。普段は月に一度ほど行われています。普段は月に一度ほど行われています。

所を見学しようという「臨地見学会」と、各班で解読している古文書のうち疑問点がある物を持ち寄り皆で解決していこうという趣旨で始まった「合同学習会」を交互に行ってきました。しかし、ここ数年は、合同学習会の持ち方を少し変え、徳島県内の他の古文書サークルとの交流を目的に活動するようにしました。平成二十二年には、那賀町の古文書を読む会の方々とともに「仁宇谷一揆の旧跡を尋ねて」と題し、小仁宇村庄屋秋本家の古文書を元に、



寄井座の天井広告

一揆衆が集結した阿井の蓮台寺や平野の正光寺などを回りました。平成二十三年はいつもどおり「臨地見学会」として坂本憲一氏などの解説をしていただきながら阿波市の阿波・土成などを回りました。

平成二十四年には「駅路寺の古文書を読む」をテーマにして、三好市及び三好郡内の古文書サークルの方々と共に三好市中央公民館で勉強会を行い、午後には東みよし町立歴史民俗資料館や、駅路寺の一つである長善寺などを回りました。

今年度は「臨地見学会」の年廻りでしたが行く先を神山町と決めました。神山町古文書の会とお話することができ、親睦を深めるため文書館が所蔵する古文書を利用して「合同学習会」を行う事になりました。今回の神山での合同学習会について報告します。

①寄井座
朝、徳島駅・徳島県立文書館前で集合し、まず神領の町の中心部にあります寄井座を目指しました。寄井座は昭和四年に作られた町の劇場で、映



神山町郷土資料館の公文書

画の興行なども行われていたといえます。天井には建設当時と思われるカラフルな広告が上げられています。天井広告の上からもう一枚天井が貼られていたため色や文字が鮮明に残されています。鴨島を中心に盛んであった製糸工場の広告などが多く存在しており、当時の地域産業の様子を知ることが出来ます。舞台などには現代アートが飾られており、良い雰囲気積極的に活用されるこ



上一宮大栗神社への石段

とを望みます。
 ② 神山町郷土資料館
 鮎喰川の川沿いに神山中学校の旧寄宿舎を利用して作られている神山町郷土資料館があります。この資料館は、旧神領小学校に保存されていた、民俗資料・旧役場の公文書、襖

カラクリに使用する襖など多様な資料を保管しています。特に旧村の公文書は、明治以来昭和三十年の合併により神山町が誕生するまでの神領村・阿野村・鬼籠野村・下分上山村・上分上山村の五ヶ村の役場に残されていた公文書を、選別し、目録を作成して保管しています。教育委員会に事前に連絡すれば閲覧も可能です。徳島県は県庁が空襲にあったこともあり、明治期以来戦前期の公文書はほとんど残されていません。これだけまとまった公文書は徳島県にとっても貴重な資料と言えるでしょう。この資料館に保存された資料はどれも貴重であり、神山町の宝になるものだと思います。

③ 上一宮大栗神社
 参道に沿って新しい大鳥居をくぐり、古い石の鳥居をくぐると神門があります。神門をくぐるとまっすぐ

山の中へ伸びた参道が現れます。この参道は舗装されておらず雨水で削られており、勾配が急で、登りにくい道です。途中からは大きな石段となりますが、勾配は変わらず登りにくさは同じです。階段を登り切ると拝殿が現われます。拝殿の天井には天井画が上がっています。ご神木に囲まれた静かな空間で、ゆっくりとした時間を楽しまました。

④ 神山町農村環境改善センター
 徳島県立文書館で所蔵する、神山町神領大栗家文書、神山町上分上

山栗飯原文書を、古文書を読む会の各班ごとに分担を決め報告していただきました。酒造・紙漉人の年貢・藩主の雨乞いの瀧見物など多彩な古文書を読み合い、神山町の古文書サークルの方々と親睦を深めることができました。また、徳島県立文書館が所蔵する神山の複製絵図、上一宮大



神山町農村環境改善センター

栗神社の古文書見学も行われ、充実した一日を過ごすことができました。
 徳島県内には、古文書を勉強するサークルがまだまだ存在するようです。そうした所との交流の輪がさらに広がることを願っています。

古文書の世界

この古文書が、

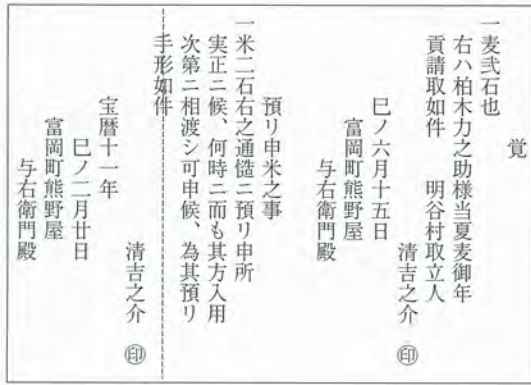
「ここに、このように在る」

ということ

不思議な「預り証文」

宮本 和宏

古文書を整理していると、時に不思議な文書に出会うことがある。その一つが、一枚の紙に書かれたこの文書である。



これは、「吹田家文書」にある。黒印が押されていることから、明谷村取立人清吉之介と富岡町熊野屋与右衛門の間に実際に取り交わされたものであることがわかる。この中に出てくる「熊野屋与右衛門」は吹田家の子孫にあたる。

普通、縦書きでは、文字列は右から左に並ぶのが順序である。したがって当然、右の記載が左の記載より時間的に古いことになる。しかし、この文書では「覚」の日付が「巳ノ六月十五日」であり、左の「預り申米之事」のそれが「巳の二月二十日」であるから、右が新しく、左が古いことになる。

この矛盾を難なく理解するには、後年、二つの文書が何らかの理由で張り合わされたと考えればよい。そこで、この視点から注意深く文書を見ると、確かにこの一枚の紙は張り合わせてあるものの、その位置は後ろから六行目の「手形如件」の文字の中央にあるのである。

これらのことから、この一枚物は、紙を張り合わせた後に作成されたものであり、この二つの文書は、意図的にこの順に並べられたことになる。

この「覚」と「預り申米之事」は、本来独立して存在するもので、記載様式も特別ではない。しかも、「吹田家文書」には、このように二つの文書をつないだ一枚物がこの他にも存在するのである。その意味で、この一枚だけが「特別」ではない。

この文書がどのような目的で作成されたのかを探るために、まずこの文書が作成された日付からみてみよう。

ここには「巳ノ六月十五日」と「宝暦十一年巳ノ二月廿日」という具体

的な二つの日付がある。時間的な流れからすると当然「六月十五日」ということになるが、それが「二月廿日」より前に書かれているというところでひっかかっている。

そこで、この一枚物の作成者の意図に立ち返って考えてみよう。清吉之介にとって、「覚」と「預り申米之事」とどちらが重要なだろう。おそらく後者だろう。彼は二石の米を「預かりたい」「借用したい」のである。そうすると、それが「宝暦十一年巳ノ二月廿日」に作成されたのであるから、この文書もこの日付において作成されたことになる。

それではなぜここに、未来の六月十五日の日付を持つ「覚」が必要なのか。

さらに、この一枚の文書が二月廿日に作成されたとなると「覚」に記載されている「麦二石」は、柏木力之助の年貢としてまだ受け取っていないことになる。麦二石を担保と考

えても、麦二石で米二石という条件では、預け主の与右衛門には不利なものではないか。

先にも述べたように、「預り申米之事」だけで存在するのが一般的であり、それで十分事は足りるのである。

この文書の奥に、通常の「預り証文」だけでは事足りない状況がそこにあったとみるべきであろう。「覚」を、あえて「預り申米之事」の前に持つてくることの必要性、しかも、

時をさかのぼって持つてくることの必然性を、どういう状況を想定すれば説明できるのだろうか。

この「覚」



覚（柏木力之助夏麦年貢請取の件）

を必要としたのは、清吉之介なのか、与右衛門なのか。それとも…。

ここで、「覚」に登場する柏木力之助に注目したい。彼は八百石取の鉄砲組頭である。この一枚物の主役を彼にするとどうなるだろう。彼の元には「麦三石」分が二月廿日付けで清吉之介を通して手に入った。それは与右衛門からである。ただ、それを直接借用したのは清吉之介で、彼は預かったとする「米三石」を与右衛門に返す必要がある。「麦三石」と「米三石」の差、それが与右衛門の利益で、清吉之介が支払う。

ただ、こう考えても、年貢には「先納」という手続きがある。柏木力之助はこの方法も使えたはずである。

宝暦十一年、確かに地方は揺れ、藩政も揺れている。

この結論は、利用者みなさんに委ねたい。「吹田家文書」は現在整理中。閲覧は、今しばらくお待ちください。

（文化推進員）

公開史料の紹介

森英雄家文書

平成二十五年度、徳島県立文書館は森英雄家文書を公開した。利用していただく際の手引きとして、この史料群の概要を説明させていただきたい。

森英雄家文書は近世を通じて那賀郡和田島村（現小松島市）の政所・庄屋を務めていた森家に伝来していた史料群である。当館が同家からお預かりして整理を進めたところ、四、五四三点の史料が確認され、寄託契約を締結の上でその大半がこのたび公開されたものである。

紀伊水道に突き出た和田島は今も昔も海上交通の要衝で、江戸時代には船の出入りを監視する番所も設置されていた。このような立地条件もあって、森家文書には「海」に関連する豊富な史料が残されている。

和田島の沖合は江戸時代から鱧の好漁場として知られており、地元の人漁民と共に淡路の沼島や泉佐野などからも出漁してきていた。森家文書には、江戸時代における和田島と近隣漁村との漁業権を巡る争いや、漁業税の徴収などをめぐる他国の漁民

と徳島藩とのやりとりを伝える多数の文書が残されており、近世の徳島藩における漁業史を考察する上での一級史料となっている。また、幕府の年貢米を積んだ「御城米船」が風待ちなどのために入港してきたときの対応を示す「松平越前守様（廻米届書・差札不備に付き予州川之江に参り処置する一件）」（モリ302095）や、土佐から長崎へ回航される中国の難破船が沖合を通過する際の対応を示した「江南船土州室津浦江漂着之処長崎へ送らせ一件御触控」（モリ302511）や、海難事故に関する一件記録である「越中射水郡伏木村三右衛門難船一卷」（モリ302489）などの興味深い史料も残されている。

森家文書には、村内の田畠を一筆毎に書き上げ、それらの土地の検地帳登載後の来歴（相続・譲渡等）を記した上で、保有する農民毎に集計した文化六年（一八〇九）の「那賀郡和田嶋村棟附就御改人別控田畠帳」（モリ300006～8）が存在する。これは徳島藩が領内の全ての村での作成をめざしながら頓挫し

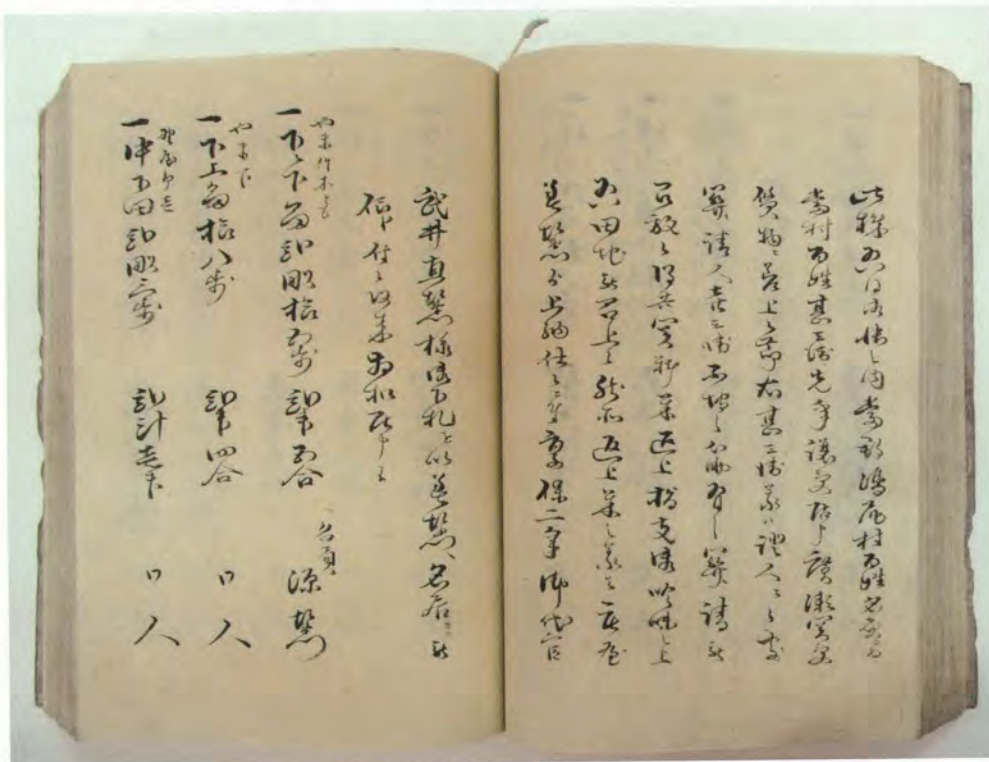
た「田畠調へ御帳」であると考えられる。和田島村には安永や文化の棟付帳も残されており、文化・文政期の棟付改を考察する上での貴重な史料となっている。

この他にも、農業用水の維持・管理、宝永・安政の南海地震や未解明の部分が大い寛政元年（一七八九）の地震における被害報告。寛政元年（一七八九）の幕府巡見使の阿波国視察に際して徳島藩が領内に配布した想定問答集である「御巡見様御答帳」（モリ3001889）など、森家が和田島村の庄屋として授受・作成してきた興味深い史料が多数残さ

れている。

このように質量ともに非常に豊かな内容を持つ森英雄家文書が広く活用され、新たな地域史像の構築の一助となることを願っています。

（一）内は徳島県立文書館の史料番号



那賀郡和田嶋村棟附就御改人別控田畠帳

『塵劫記』と『算術法立之控』について

宇山 孝人

算術の入門書である吉田光由著『塵劫記』は、寛永四年(一六二七)の初版以来需要が多く、増刷・増補が繰り返され、明治期まで愛読されました。寛永八年(一六三一)には初めて多色刷りで出されました。また、寛永十八年(一六四一)版には難題十二問が出題され、遺題継承が始まり、和算の発展に大きく寄与しました。この本が多く読まれた理由は、第一に装丁の美しさ、第二に数え方の数え方・各種単位・九九など基本となることから始まり、次第に難易度をあげ、最後が「開平法」・「開平方」・「開立法」で終わるなど、工夫された編集をしていたこと、第三に算盤による乗除法図解を始めとして効果的な挿絵が多く描かれていること、第四に金銀銭の両替・利息・検地・枡・堀普請など実用的なものととともに、「薬師算」・「鼠算」・「百五減算」・「盗人算」・「継子だて」など知的好奇心を高める内容であったことなどがあげられます。

江戸時代の庄屋は、検地・検見・年貢・夫役・割符・利息などの計算能力を問われる立場にあり、幼少期から多分に『塵劫記』などで算術の学習をしていたものと思われまます。

木内家文書に寛政三年(一七九一)正月に書かれた『算術法立之控』という史料が残されています。その内容は、『塵劫記』の内容を引き写した箇所もたくさんありますが、阿波藩の庄屋にとって有用な内容のものも多く書かれています。例えば、「銀札を銀二直ス事」、「藍売買代銀之位ヲ見る事」など阿波藩の銀札と銀との両替や葉藍売買値段を知る計算式が例示されています。さらに興味深いのは、他藩にはない夏年貢のことや納枡のことが記述されていることです。例えば、「一、夏請見様ハ定麦ヲ三六ニて割、納升ニ成、惣高二而割バ請ニ成」ですが、何故、「定麦ヲ三六ニて割」のか、意味不明です。これは、「米高 \parallel 麦高 \div 三二」、「納枡 \parallel 京枡 \times 一・二二」を前提として、麦高を三六で割ると麦を米に換算した納枡高が導き出せるという意味です。また、「斗桶を積る事」という項目の中に「壹斗二升入之桶」を作る場合、口指渡壹尺壹寸、底指渡九寸のとき、深さは何程という設問があります。これは、阿波藩では、年貢高・請が納枡基準であり、納枡一斗が京枡一斗二升入であるがために、一斗二升入の枡を作ろうという設問です。

『算術法立之控』は、『塵劫記』を手本にして、阿波における庄屋実務をこなす能力を培うとともに数学的な興味関心を高める算術入門書であったのではないかと思われまます。

(主任専門員)



『算術法立之控』(表紙)

文書館の利用案内

利用方法

- 閲覧室の検索用端末機で必要な資料を検索し、閲覧票に必要事項を記入して、受付に提出してください。
- 閲覧室の書架に配置された行政資料等は、自由に閲覧できます。
- 資料の複写や出版物等への掲載は、受付へ申し込んで所定の手続きをしてください。
- 複写サービスは実費をいただきます。
- 資料の館外貸し出しは行いません。

開館時間

- 午前九時三〇分～午後五時

休館日

- 毎週月曜日(祝祭日の場合は翌日)
- 毎月第三木曜日
- 年末年始
- ※資料整理・燻蒸のため必要に応じて臨時休館することがあります。

交通のご案内

- ◇JR徳島駅から
- 徳島市営バス・徳島バス利用(約二〇分 最寄停留所より徒歩約一〇分)



ホームページアドレス <http://www.archiv.tokushima-ec.ed.jp>

文書館だより 第35号
 平成二六年三月二八日発行
 編集兼発行 徳島県立文書館
 〒七七〇一八〇七〇
 徳島市八万町向寺山
 文化の森総合公園内
 電話〇八八六六八三三〇
 (株)教育出版センター